

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等  
の収納事務委託について

地方自治法施行令第 1 5 8 条 1 項の規定に基づき、下記団体に新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等の収納業務を平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの期間委託したので、同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき公表します。

平成 3 1 年 4 月 2 日

新潟市長 中 原 八 一

1. 委託件名

平成 3 1 年度新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン使用料  
等収納事務

2. 委託先

花とみどりのシンボルゾーン管理組合 組合長 渡辺 勝

新潟市秋葉区小須戸 8 9 3 番地 1